

給与支払報告
特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

岩手県 紫波町長あて 令和 年 月 日提出		給与特別徴収義務者 氏名(名称) 所在地	担当者の所属・氏名・電話番号		新指定番号	新宛名番号		
			所属		指定番号	宛名番号		
			氏名					
			電話					
給与所得者(異動者)	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 6月から 月まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円	異動年月日 年 月 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡退職 5. その他 () 理由	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収の継続 2. 一括徴収⇒(A)へ (事業所が残税額を退職者から全額徴収して納入する場合。) 3. 普通徴収 (本人が残税額を町から送付される納税通知書で納付する場合。)
	氏名							
	生年月日							
	住 1月1日現在							
	所 異動後 本籍地							

(A) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括納入する場合は次の欄にも記入して下さい。
令和9年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定年月日	一括予定額	
1. 異動が令和8年12月31日までで、申し出があったため。(月 日申出)	支払予定日ごとの徴収予定額	合計	上記(ウ)と同額
2. 異動が令和9年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。	円	円	円
一括徴収できない理由(○を付してください)	円	円	円
1. 月末日まで支払われる給与もしくは退職手当がないためまたは未徴収税額より少ないため。	一括徴収した税額は、 月分(納期限 月 日)で納入します。		
2. その他(理由: 徴収できる最終給与がないため)			

相続人	氏名	続柄 ()
	住所	
	電話	

◎特別徴収の継続を希望する場合は次の欄にも記入して下さい。

月割額 円を 月分から納入する。	新しい勤務先	フリガナ	担当者の所属	給与支払方法及びその期日
		氏名(名称)	所属・氏名	
		所在地(住所)	電話番号	払込み金融機関名

記入のしかた

- 1. この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
・給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月10日までに提出してください。
- 2. ①「特別徴収」とは事業主が、給与から天引きして納入する方法。
②「一括徴収」とは特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。
③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。